

臓器移植法に基づく虐待を受けた児童への対応について（案）

【検討体制】

臓器移植法に基づく虐待を受けた児童への対応については、法律的な観点からは「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」、医学的な観点からは「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究班」において検討を行った。

【対応案】

